

4 源泉所得税

統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成13年分の源泉所得税課税状況、源泉徴収義務者数等の状況について、全数調査若しくは標本調査により調査・集計したものである。

源泉徴収税率等		
利子所得	源泉分離課税適用分	15%
配当所得	源泉分離選択課税適用分	35%
	総合課税適用分	20%
(注) 公募投資信託等(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。)の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等については、源泉分離課税として15%の税率が適用される。		
給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
退職所得	課税退職所得金額に応じ、所定の税率を適用して求めた額	(略)
	「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合	20%
報酬・料金等	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号)	1回の支払金額 { 100万円までの部分 10% 100万円超の部分 20%
	弁護士・税理士等(同第2号)	
	職業野球選手、騎手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手等(同第4号)	
	芸能等についての出演、演出等(同第5号)	
	契約金(同第7号)	
	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号)	(控除額) 10%
	職業拳闘家(同第4号)	
	外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号)	
	バー、キャバレーのホステス等(同第6号)	
	広告宣伝の賞金(同第8号)	
	競馬の馬主が受ける賞金(同第8号、第174条)	
	診療報酬(同第3号)	1回の支払金額につき1万円 " 5万円 月中の支払金額につき12万円 1回の支払金額につき(5千円×日数) " 50万円 1回の支払賞金額につき(賞金額の20%+60万円) 月分の支払金額につき20万円
	芸能法人(所得税法第174条)	
生命保険契約等に基づく年金	(支払う年金の額-その年金の額に対応する保険料又は掛金の額) × 10%	
	(年額25万円以上の場合)	
上場株式等に係る譲渡所得等	源泉分離(選択)課税適用分	譲渡利益金額(一部を除き譲渡代金の5.25%相当額) × 20%